

## 南部藩の能楽

——寛文から元禄まで——

近世諸藩の能楽史研究は、室町期に大成した能がいかなる変遷を経て現在に至ったかを考える上で不可欠の作業である。しかし諸藩の詳細な能楽史研究の事例は現在のところ十指に満たず、研究に使用される記録類の多くが、能楽重用の風潮が強かった天和から宝永にいたる徳川綱吉時代を古例とし、享保以後の記録がきわめて多い。これに対し本稿で紹介する南部藩の江戸日記「御在府留」は、先行研究の千葉常樹氏『南部藩能楽史』に言及のない寛文年間の記事が詳細で、近世前期における幕府周辺の能の様子を伝える点でも貴重である。さらに能役者を御歩行組の藩士として雇用する「地謡の歩行」制度や、復曲後最も早い〈弱法師〉の上演記録が知られるなど、他藩にはない特色ある事例に富む。以下本稿では、寛文から元禄年間までの南部藩関連資料を紹介し、南部藩における能楽受容史の再検を試みようと思う。なお江戸後期の分については、拙稿「『御在府留』にみる南部藩能楽受容史——宝暦から幕末まで——」〔能と狂言 平21・4〕を参照されたい。

## 青柳 有利子

### 一 「御在府留」について

盛岡市中央公民館所蔵の『御在府留』は、表紙中央に「御在府留」などと打ち付け書きのある、各冊縦二八・八糎×横二〇・〇糎前後の楮紙袋綴本である。南部藩主在府中に限って江戸留守居所で書かれた公的な日記であり、以下の百二十七冊が現存している。

寛文七、延宝二・三、六・七、天和二・三、貞享元・二、元禄三・四、一〇・一一、一四・一五、正徳二・五、六・享保二、三・四、七・八、延享二・五、寛延二・安永一〇、天明二・九、寛政二・五、七・一三、享和二・三、文化元・一一、一四・一五、文政三・一三、天保二・一五、嘉永元・三、安政二・三、文久二、慶応元。

能楽関連の記録は寛文七年（二六六七）分が詳細で、その後は享保二年まで記事が見当らず、享保以降は五座の役者の御機嫌伺いや饗応能の記録が散見するといった具合である。最も能が盛ん

だった元禄期の記事がないのは実情を反映している訳ではなく、『御在府留』とは別に能楽専用の記録類が存在していたらしいことを想像させる。一口に御在府留と言っても、南部藩の場合は日記形式のものとは書き形式のものが混在しており、後者には、將軍への献上目録や老中からの廻状など、比較的重要と思われる記事が日記から抜粋・清書されている。能関連では、江戸城での御能拝見を知らせる廻状、藩邸での大名饗応能が時々記録される程度で、謡初や役者の御機嫌伺い・稽古能など、末節の事は記録されていない。年によって日記記と清書分のどちらか、あるいは両方が残っているが、延宝・天和・貞享・元禄・正徳年間には抜き形式のものしか残っていない。したがって元禄期の動向は『御在府留』では窺い知れないのであるが、寛文七年の記録に他の資料を補うことで元禄期の様子もある程度は想像可能である。以下、役者や能番組を中心に考察していく。

## 二 宝生九郎重友

多くの大名家が綱吉將軍就任以後の貞享年間より能楽愛好の風潮をはっきりと強めるのに対し、『御在府留』を紐解くと、南部藩では藩主南部重信が寛文七年の時点ですでに能を重視していたことが分かる。中でも最良されたのが、名人の誉れ高い宝生將監重友である。重友は八代目の宝生大夫で、元和五年に生まれ寛永十三年四月以降に大夫を嗣ぎ、貞享二年に没した。祖父勝吉と父重房は能が下手であったが、喜多七大夫の指導を受け、宝生流中興の祖とも言える熟練した役者になったという。南部藩では、藩

主が三世重直から四世重信へ交代した寛文五年以降に演能記事が急増するから、南部宝生の歴史が始まったのも宝生九郎重友の代以降と考えられる。従来は徳川綱吉に合わせる貞享三年に金春流から宝生流へと転じた加賀藩の影響と考えられてきたが、実際はそれよりも早くから宝生流を最良していたことになる。管見では、南部藩における宝生大夫関連記事の初出は、『御在府留』寛文七年五月二十七日条である。

一、保生大夫參能仕候。朝七つに何も參、三度御料理被下。

能組 呉服長二郎 新至小甚四衛門 苗七郎兵衛 頼政権三郎 六郎二郎 弟予

孫兵衛太郎左衛門 松風保生九郎 六郎二郎 源右衛門八郎左衛門 道成寺保生

九郎 権七源六 佐右衛門 八郎左衛門 若菊十三郎 平兵衛甚四郎 太郎左衛門 柏崎

保生九郎 六郎二郎 源六 彦五郎 殺生石十三郎 新丞源三郎 太郎左衛門 海士

権三郎 権七兵衛 彦五郎 藤戸保生九郎 六郎二郎 甚四郎 太郎左衛門 ちや

うりやうらしやうもん 式番御所望 狂言 あそう 伝右衛門 入

間川長大夫 茶壺長左衛門 釣狐伝右衛門 花子長大夫 枕物狂伝右衛門

腹立す長左衛門 ふあく 伝右衛門 弟予

一、御袋様より信濃守様御くわし被進、御新造様より大殿様へ御くわし被進。保生へ杉重壺組被遣。惣かくやへ杉重二組出す。

重友が秘曲道成寺を舞い、鷲伝右衛門政俊が釣狐と枕物狂、大蔵長太夫武則が花子を演じるという、見所の多い番組である。宝生九郎重友は49歳、宝生長次郎友春は14歳であった。(3)頼政と海士を舞っている命尾権三郎は寛文三年から貞享二年にかけて興福寺新猿楽に出勤している役者、服部十三郎も同じく寛文三年から十

年にかけて新猿楽に出勤している役者で、いずれも宝生座のシテ方であるから、宝生流のみの催能であることが分る。明記されていないが、催しの目的は南部行信の叙任祝儀であるらしい。信濃守とあるのが重信の息子行信で、前年の寛文六年十二月二十八日に従五位下信濃守となつたばかりだった。藩主父子に対し、それぞれの夫人が菓子の上進をしているのは、祝儀のためであろう。一日がかりの演能で、役者たちは午前四時頃に参上し、料理が三度下された。この日の禄物は、六月十二日に以下の面々へ下行された（順序は原本の通り）。

宝生九郎・同長次郎・権三郎・十三郎・七之助・子方・物着三人・作物師一人・後見二人・地謡十五人・六郎次郎・松井平兵衛・ツレワキ多左衛門・同庄左衛門・権七・新丞・九郎右衛門・日吉平兵衛・大鼓権左衛門・同甚四郎・小鼓孫四郎・大鼓孫兵衛・同源三郎・後見二人・小鼓清二郎・同彦兵衛・後見清兵衛・笛八郎右衛門・同彦五郎・同太郎左衛門・太鼓惣右衛門・後見作右衛門・源六・源右衛門・伝右衛門・弟子四人・長大夫・長左衛門・弟子四人・兵三郎。

宝生九郎への謝礼が「帷子三つ・内単物一、銀子拾枚、霜肴一、御樽壹荷」と多いのは、この日の催しの主演者であり、おそらくは興行全体を差配したためでもある。七之助は名字不明で、他資料に記録を見ないが、おそらく宝生座のシテ方であろう。ワキの春藤六郎次郎は、春藤流三世・六右衛門の次男で金春座の所属、松井平兵衛は大倉三忠氏蔵『四座先祖書』に六郎次郎の弟子・紀

州様扶持人とある。多左衛門と庄左衛門については分からないが、六郎次郎の弟子だろうか。『明暦三年能役者付』によると、春藤六右衛門脇ツレとして金春座に梶木庄右衛門なる人物がいる。春藤権七は六郎次郎の弟で宝生座ワキ方、後の下掛り宝生流の祖である。養子新之丞とともに二番ずつワキを勤めた。日吉平兵衛も宝生座のワキ方、九郎右衛門は不明だが、同じく宝生座の役者と思われる。大鼓の権左衛門は、慶安二年から貞享二年にかけて興福寺新猿楽に出演している高樋権左衛門か、寛文十年の新猿楽で一番を務めた大蔵権左衛門と推測される。甚四郎も姓不明ながら、同名の大鼓役者が寛文七年の新猿楽に参加している。孫四郎は春日孫四郎、孫兵衛は春日孫兵衛であろう。以下、名字が特定できる者を列挙すると、幸清次郎・大倉彦兵衛・桜井清兵衛・中村八郎右衛門・大木太郎左衛門・金春惣右衛門・大倉源六・大倉源右衛門である。狂言は観世座の鷲傳右衛門、金春座の大蔵長大夫と大蔵長左衛門である。最後に挙がっている兵三郎は、四章で紹介する將軍家の御部屋役者・中桐兵三郎と考えられる。出勤者は総勢六十四名、遣わした銀子は百七十一枚、帷子三十二枚に上った。当時石高八万石の小藩に似合わぬ大掛かりな催しで、嫡子行信の叙任祝儀能かと推測したゆえんである。

宝生大夫と南部家のつながりを示す記事はこれだけではない。寛文七年八月十日には「保生大夫、御中間借申度由申上。遣ス」  
「保生大夫所へ太田備中殿御出二付而、海老一折、鱧一折、黄精酒も遣之」とあって、宝生九郎に中間を派遣し、若年寄太田資宗の饗応に見舞いを遣わしている。八月十五日には理由不明ながら

「保生九郎銀子五枚、同長二郎方へ同三枚、権三郎・十三郎方へ銀式枚宛被遣」とあり、十月一日には「保生大夫、同長二郎、権三郎、十三郎、御ふる舞」をしている。一週間後の十月八日には「保生大夫所へ御振舞にて御出。御馳走二能仕ル。御供中野吉兵衛、奥瀬伊左衛門参ル。御膳七つ時分出ル。御相伴右之両人仕ル。惣御供能見物、菓子酒振廻。御小姓新介・半弥・六十郎・忠五郎御供」。「保生大夫所へ御持参、銀子拾枚、鶴彦羽、御小袖三、長次郎二銀子拾枚、被下之」とあり、南部重信が宝生九郎の屋敷へ出掛け、能を見物している。番組は分からないが、午後四時ころには膳が出され、菓子と酒も振舞われた。お供の山屋半弥・佐藤六十郎・鈴木忠五郎は、後にしばしば能を舞う人物である。特に六十郎と忠五郎は藩主お気に入り的小姓で、藤枝宮内・谷河左内と改名した後も多くの舞台を踏んだ。供を命じられたのは、宝生大夫の能を間近で見習わせる意図もあつてのことだろう。また、十月十九日には「保生大夫所へ客來御座候由にて、鱸一折二、鮑一折十、伊左衛門切紙相添遣す」とある。

こうしてみると、大名の屋敷に参上したり、逆に自分の屋敷に招いたり、大名の間での宝生九郎の人氣は当時すでに高かったのではないかと推測される。しかもその度に南部藩から肴や銀子が遣わされているので、相当羽振りが良かったに違いない。彼の生活を伝える資料に、津軽藩から紀州藩役者に転じた徳田藤左衛門隣忠が著した『隣忠見聞集』<sup>(5)</sup>がある。それによれば、宝生九郎重友は「心尋常の者にあらず、大名風の者」とされ、夜帰宅したときに玄関から居間まで燭台に蝋燭が灯つていないと不機嫌で、

夜食事をするときも蝋燭を使い、浄瑠璃歌舞伎を自宅へ呼び寄せ、質に入れた装束をある大名に三百両で買い戻させるなど、借財も構わず贅沢の限りを尽くしたが、「能は上手故世に用ひられ」という。『隣忠見聞集』が書かれたのは重友の死から六十九年経った宝暦四年（一七五四）で、多少の誇張は含まれているに違いないが、右に紹介したような大名家との関係から推測すれば、贅沢な生活も不可能ではなかったように思われる。

### 三 天和三年南部重信昇進祝儀能

南部藩の宝生最貞は一時的なものではなく、幕末まで続いた。四代藩主南部重信と息子の南部行信時代は南部藩能楽史上もつとも能楽が栄えた時代であるが、その盛栄ぶりを伝える新出の資料に、盛岡市中央公民館蔵『南部興補録』がある。同書は天和三年（一六八三）に南部重信が八万石から十万石に加増され、従五位下から従四位下に昇進した際の老中饗応能の記録で、重信の次男南部政信の命で藩士村癸疑（下村由章）が編纂したものである。表紙の題簽には「南部興補録 完」とあり、本文第一丁表右上に「南部家・図書」の方形陽刻朱印がある。装訂は袋綴、縦二七・〇糎、横一九・五糎、墨付四一丁、本文は漢字まじりの片仮名書、片面十二行前後に楷書で丁寧に書写されている。書写年代は明治初頭とされ（盛岡市中央公民館学芸員・似内啓邦氏の示教）、序文注記の中に「此書癸疑ノ自筆下書ヲ以写ス」とある。

同書によると、まず、加増された三日後の五月十日に桜田の上屋敷で一門の者および家臣から祝儀の献上物があり、続いて谷川

左内が難波、行信の次男実信が田村、南部行信が東北、重信の四男通信が鍾馗、重信の次男政信が雲林院、盛政(統柄不明)が是界、藤枝宮内が祝言能の養老を舞った。谷河左内と藤枝宮内は石高千石の寵臣で、幼少の頃から舞台経験のある人物である。十九日には大老堀田正俊と老中阿部正武、二十一日には老中大久保忠朝に、それぞれ招請の伺いを立て、各人から了承を得、翌二十二日には「朝ヨリ舞台ヨリ座敷廻り悉く令嗣君裁許シ給ヒテ、諸役人ヨリ賤夫ノ役者迄力ヲ竭シ経営ヲ勤」めることとなり、「保生九郎及ヒ小鼓中桐新右衛門等、桜田ノ館ニ参上、則申楽ノ御相談」があった。二十三日にも「保生将監・同九郎及ヒ中桐等参上。コ、ニ於テ能組相定テ則役者中へ相触ヘシ」とある。「申楽ノ御相談」とは番組や配役を決めることであり、「役者中へ相触ヘシ」とは、宝生父子と中桐新右衛門が連絡役となつて他の役者に出演依頼をすることである。こうした役者の尽力もあつて、二十八日には「舞台廻り新座敷所々ニ至ル迄、今夜二人造宮悉ク成就」し、遂に当日を迎えた。

第一日目の五月二十九日には大老堀田正俊と老中阿部正武が来臨し、御相伴として秋元喬知・大久保忠高・内藤正方・高木守勝・大山正俊・設楽貞政・佐野盛綱・神尾守政・宮城和充・佐野福阿弥・桜井宗恩等も招かれて老中饗応能が行なわれた。老中大久保忠朝は御用番、同戸田忠昌は病氣により欠席している。二日目の閏五月二日は、宇都宮藩主本多忠平とその一門である本多忠晴・本多忠周・本田一学、平戸藩主松浦棟と弟の松浦昌、池田仲澄と一門の九鬼隆律・池田輝録・同政濟、松平久米助、青山幸督(室

は南部行信の娘)・同幸正・同幸退・同秘成・同義虎、小出英益・横山知清・同元知・船越景通・寛正真・布施重成・伊奈忠易・同忠知、医師の平賀玄純・平賀玄好・吉田一庵・村田忠庵、初日に出席できなかつた杉浦正綱、南部直政(室は南部行信の娘)・有馬豊祐ら懇友や親戚を招いての同輩饗応能、翌三日目は簾中や女中、諸家の留守居役を招いての祝儀能である。番組は左の通りであつた(誤写・脱字ともすべて原本の通り)。

〔天和三年五月二十九日〕翁宝生九郎 千歳(馬場六兵衛) 三番三天藏弥太郎 老松宝生九郎 脇 春藤新丞小敷 幸 清六 笛 森田庄兵衛 屋嶋喜多七太夫 脇 高安彦太郎小鼓 中桐新右衛門 笛 田中庄五郎 井筒宝生将監 脇 齊藤権七巨 葛野一郎兵衛 井マメ 清次郎 中村八郎右工門 梅枝(南部行信) 脇 小田代又兵衛 戸来助兵衛 笛 多田政右衛門 西行櫻七太夫 脇 彦太郎小清 九郎次郎 今春松右工門 祝言呉服高井平右衛門 脇 権七小 新右衛門 笛 左五郎 狂言 末廣大藏弥太郎大藏次郎太郎

〔天和三年閏五月二日〕翁金剛太夫(空白) 三番三鶯仁右衛門 賀茂同上 脇 進藤十郎右工門 小清水勘右工門 太金春彦九郎 実盛金春太夫 脇 山田勘右工門 小桶田六右工門 大森孫右工門 宋女同上 脇 春藤六郎次郎 大葛野一郎兵衛 春 日市右工門 邯鄲宝生九郎 脇 山田勘左工門 小大藏長右衛門 笛 春日市右工門 柏崎宝生将監 脇 進藤十郎右工門 小大金春三郎兵衛 笛 森田庄兵衛 大葛野一郎兵衛 真光安兵衛 国 栖金春太夫 脇 同上 小清水勘右衛門 大藏長右衛門 笛 真光安兵衛 国 栖金春太夫 脇 同上 小大藏六藏 小中村六郎左工門 鸚鵡宝生将監 脇 春藤六郎次郎 小中桐新右工門 笛 中村六郎左衛門 蘆刈金剛太夫 脇 同上 小清水勘右衛門 中村市郎右工門 俊寛宝生将監 脇 山田勘左工門 小大藏七左衛門 脇 真光安兵衛 祝言宝生数馬 脇 山田勘左工門 小中桐新七工門 大森孫右工門 狂言 アサウ鶯仁右衛門 胸ツキ大藏二

郎太郎 コシクハイ同上 入間川鷺山三郎 悪坊同上 素袍落大藏二郎太  
郎 右ノ内宝生将監ガ務ムル処ノ三番ハ、将監御見廻ノ為參  
上ニ依テ各御所望ニテ相加レリ。申ノ刻ニ申樂畢レリ。

〔天和三年閏五月三日〕翁喜多七大夫 千藏馬場弼兵衛 三番三太

藏長大夫 白樂天同上 ワキ春藤権七大高安三太郎 太多田源介 忠則親

世大夫 ワキ春藤利左工門大高井兵右工門笛 中村六郎左工門 定家宝生将監ワ

キ春藤新丞大森田七左工門 清六 笛 森田庄兵衛 立田喜多七大夫 春藤利左衛門

大田中十兵衛 太上天村三郎左工門 三井寺宝生将監 春藤新丞齋田七左衛門清甚兵

衛 天鼓親世大夫 春藤権七齋田七左工門 清六 中村六郎左工門 横山宝生将監 春藤

利左工門齋田新七工門 中村六郎左工門 融喜多七大夫 春藤権七高安三太郎

今春彦九郎 調伏曾我宝生九郎 春藤新丞田中十兵衛 上村三郎左衛門 橋弁慶

森田庄兵衛 喜多七大夫 牛君西村市之丞 高井兵右工門清甚兵衛 狸々乱宝生九郎 春藤権七

高安三太郎 今春彦九郎 狂言 夷毘沙門脇本佐左衛門 新參大藏長大夫

清六 森田庄兵衛 朝比奈大藏長大夫 花子同上 欄宜山伏脇本佐左衛門 宗論鷺山三郎

後日禄物を受け取つた役者の一覧によると、観世座からは観世  
左門重賢・春藤六郎次郎・森田庄兵衛・春日市右衛門・幸清次郎・  
葛野九郎次郎・葛野市郎兵衛・高井兵右衛門・楠田六右衛門・観  
世左吉・鷺仁右衛門・鷺山三郎、宝生座からは宝生将監重友・宝  
生九郎友春・宝生数馬重世・春藤権七・中村八郎右衛門・清甚兵  
衛・大藏次郎太郎、金春座からは金春八郎元信・春藤利左衛門・  
幸清六・大藏六藏・大藏十兵衛・大藏長右衛門・金春三郎右衛門・  
金春惣右衛門・金春彦九郎・大藏長大夫・大藏弥太郎・馬場（大  
藏）六兵衛・脇本佐左衛門、金剛座からは金剛又兵衛長頼・貞光  
安兵衛・高安彦太郎・高安三太郎、喜多流からは喜多七大夫宗能、

御部屋役者からは中桐新右衛門・高井平右衛門・森孫右衛門・多  
田源介、その他、大倉三忠氏藏「四座先祖書」に進藤久右衛門（観  
世座脇）弟子とある山田勘左衛門、同じく大藏源右衛門弟子・尾  
張大納言様御扶持人とある清水助右衛門、大藏源右衛門弟子・井  
伊掃部扶持人とある齋田七左衛門が出演した（貞享三年以前の井伊  
家能役者の例は貴重）。田中庄五郎・森田庄五郎・進藤十郎右衛門・  
中村六郎左衛門・中村市郎右衛門・齋田新七・田中十兵衛・田中  
十右衛門・上村三郎左衛門・山田孫三郎・中桐木工丞・西村市之  
丞も出勤しているが、他の出演記録が管見に入らず未詳である。  
禄物は、合計すると銀三百九十六枚と金百二十八歩にのぼつた。

同一覧の末尾には、「右役者ノ内、宝生父子、并、中桐新右衛  
門へ賜ハルハ此外ナリ（二日目）」「右役者ノ内、宝生父子、中桐  
新右衛門父子、且又、宝生数馬ハ外ナリ（二日目）」「右役者ノ内、  
宝生父子、及、中桐同脇鼓等、此ニアケズ。彼等八年来平生合力  
金ヲ賜フ。然レトモ此節ノ祝儀ニ猶又賜ハルナリ（三日目）」と記  
されている。これによつて宝生親子と中桐新右衛門・木工丞父子  
（後述）が平生より合力金を下行されていたことが判明する。幕  
府お抱えの役者に大名が合力金を与えることは他藩でも行なわれ  
ていたことで、そうした合力役者は藩邸へ頻繁に参上し、能に出  
演したり役者や道具の手配等をしたのである。特に南部行信が梅  
枝を舞つたときに後見を勤めた宝生将監重友は、「宝生大夫父子  
ハ其能ノ中御後見ノ為ニ舞殿ニ伺候ス。就中將監ハ嘗テ令嗣君乱  
舞ノ御師タレハ、翌日近臣迄書ヲ呈シテ云ク昨日ノ御能比類ナク  
出来第一、御能大ヒニ前程シ玉ヘリ。熟々拝見セシニモ、ハヤ何

レノ能ヲ成ル<sup>(マ)</sup>トモ出来仕ルヘシ。憚アレトモ私ノ悦筆語ニ述難シト云々」とあり、嘗て南部行信の師匠であつたことが分かる。なおこれは後見の例としても比較的古例に属する。

天和から宝永にかけては宝生大夫鼯原の徳川綱吉に追従する形で諸侯が一斉に能を後援し始め、かねて宝生鼯原であつた南部藩も一層の愛顧を与えたであろうことが想像されるが、『御在府留』では能の記録がない空白期間となつてゐる。『南部興補録』の内容はその欠を補うもので、天和年間前後の同藩の能楽愛好の実態を伺うことができる。

#### 四 將軍家御部屋役者、中桐兵三郎・新右衛門

さて、右の祝儀能で宝生重友とともに打ち合わせに参上した合力役者に、中桐新右衛門なる者がいるが、彼は『御在府留』寛文七年の冊にみえる中桐兵三郎と同一人物かと推測される。小鼓役者中桐兵三郎は、將軍家の御部屋役者と考えられ、南部藩と幕府お抱え役者の仲立ちとしてコーディネーターの役割を果たした人物である。御部屋役者とは、奥能や御慰能など、將軍主導の催しに出仕させる目的で抱えられた、五座に属さない士分の將軍專屬能役者である。この制度がいつ確立されたのか正確には分からないが、徳川家綱の時代には「御部屋役者」の名称が既にあつたことが、寛文十三年（一六七三）の武鑑『江戸鑑』<sup>6</sup>によつて確認できる。名称はなくとも御部屋役者の身分の者はそれ以前からいたやうで、表章氏が『喜多流の成立と展開』において「以前に四座の役者だつた形跡のない高井兵三郎が、酒井雅楽頭に鼯原され

て御部屋役者のな地位を得たことは十分考えられる」（591頁）と述べておられる高井兵三郎（明暦・万治から寛文にかけて活動した小鼓役者）のような人物もいた。また後世の資料では、享保六年の「清水助九郎書上」（親世文庫蔵・大鼓方）に「正保元年（一六四四）大猷院様御代、厳有院様御部屋役者罷成候者、牧野内匠頭申上候而被召出、御部屋役者二被為仰付候」という記事もある（正保元年当時家綱は未だ四歳であつて、能を見るには幼すぎる。遊び相手として召し出されたのであろうか）。同年の「高井兵右衛門書上」によると、この前年には大鼓方高井兵右衛門も七歳で御部屋役者に召し出されている。断言はできないが、御部屋役者の成立は正保元年前後と考えて良いやうである。

中桐兵三郎をその御部屋役者の一人と考える理由は、寛文八年以降、名字不明の小鼓役者「兵三郎」が江戸城内での公家衆饗応能や西之丸御慰能に頻繁に出仕しているためである（『柳営日記』）。当時の五座に兵三郎を名乗る小鼓役者はいないから、御部屋役者のな立場の人物が出演したものと考えてよいだろう。前述の高井兵三郎も同名ではあるが、中桐兵三郎と同姓の中桐新右衛門の名前が、寛文十三年の武鑑『江戸鑑』<sup>7</sup>に御部屋役者小鼓方として見え、元禄四年まで同様に記載されているので、新右衛門は兵三郎の改名後の名前前で、両者は同一人物ではなからうか。『南部興補録』に演能の打ち合わせや合力金の記述があるのも、以下に紹介する兵三郎の働きと類似している。

同人の具体的な出勤例を寛文七年の『御在府留』から挙げてみよう。閏二月十六日には毛利綱元の饗応があり、小姓の鈴木忠五

郎と佐藤六十郎が囃子六番を舞った(番組なし)。この時勝手役として中桐兵三郎が参上している。長府藩主毛利綱元は南部行信の義兄(正室熊姫の兄)で、勸進能見物棧敷に同席したり、南部藩邸でしばしば能を見物するなど、南部家と親しい大名である。五月二十七日には前述の南部行信昇進祝儀能に出演して柏崎と海士を打った。八月二日には北条氏利と船越永景、八月二十九日には稲葉正往・稲葉正倚・稲葉正辰・毛利備後・毛利綱元・毛利元知・喜多見重恒・荒木元政・船越永景の幕臣・諸侯饗応に勝手役として参上している。後者は宝生九郎・宝生長次郎等も出席しているから、何らかの催しがあったろう。北条氏利は幕府の留守居役、船越永景は幕府の作事奉行で、古田織部や小堀遠州に師事した茶人としても知られる(『重修諸家譜』)。父船越景直が豊臣秀吉の勘気を受けて南部信直(盛岡藩初代藩主)に預けられていたことがあった縁で盛岡藩と親しい関係にあったという。また老中稲葉正則の長男・稲葉丹後守正往は小田原藩主等を経て後に老中となる人物、稲葉正倚と正辰はその弟、毛利備後・毛利綱元・毛利元知は前述の長府藩主一門、喜多見重恒は普請奉行である。荒木元政は御使役で、御馬買衆として何度か盛岡に下向したこともあるという。こうした客層を見ると、目上の大名の饗応をより円滑にするために、比較的南部家と親密な大名や旗本が同時に招待されているように見受けられる。そうした宴席で接待役を勤め、場合によっては謡や能の手配をするのが、幕府の内情に通じた芸能者たる中桐兵三郎の役割だったようである。

その他には、本所での金剛大夫(元信)勸進能を藩主達が見物

する手配として、二月二十一日に大名衆の棧敷書付を南部家へ届け、閏二月十六日に芝居二畳分の立て替え代金二両を受け取り、南部重信と行信が勸進能見物に出掛けている。三月二十八日には中桐兵三郎邸で南部重信と行信を招いた御振舞があり、藩主から銀子二十枚と白鳥が遣わされ、別の日には大小鼓の筒や革の手配をしている(二月五日・同七日・七月十五日・十一月十五日)。

また南部藩との親密な間柄を思わせるのが、盛岡城での家老執務日誌『雑書』の寛文八年九月十日条に「一、江戸へ中桐兵三郎帰上候付、塩鶴一羽、銀子十枚分二、金子七両貳歩、塩鴈五羽、塩鰯五尺被遣。御使高橋九右衛門。右之外、御輿様より銀子五枚、塩鴈三羽、兵三郎二被下之」とあるように、兵三郎が盛岡へ下向している点である。これは江戸へ帰るときのもので、盛岡に到着したときや滞在中の記録は『雑書』には見当たらないが、將軍專屬の役者が長期間盛岡に滞在したとは考えにくい上、九月一日に若殿様南部行信が下向した翌日から急に座敷舞台の造営が始まり演能が相次ぐことを考えると、行信とともに盛岡へ下つて座敷舞台造営の監督をし、完成を見届けて江戸へ帰つたかと考えられる。単なる小鼓役者とは思えないほど高額な饗別を賜っているのも、將軍扶持の役者で大切な客だった明証と言えよう。翌年以降は盛岡へ下つた記録がなく、このときの訪問は特別だったようである。

なお中桐兵三郎と同様の役は加賀藩にも存在したらしく、「触頭」と呼ばれていた。「大鼓金春流」考(中)『能楽研究』平13・3、52頁)において表章氏は、金春座大鼓方金春三郎右衛門が文



化九年正月に加賀藩の触頭を罷免された記事を『政隣記』から紹介して、次のように述べておられる。

加賀藩の「触頭」がどんな職務なのか明らかでないが、(中略)その名は、江戸幕府が幕府と能役者との連絡役として江戸初期に設置した「触流し」との関連を思わせる。三郎右衛門が金春座に所属したまま加賀藩の江戸での能にも出仕する、非専属ながら前田家と縁の深い役者だったことや、歴代の三郎右衛門が実際に果たした仕事などを勘案すると、加賀藩と江戸の能役者(幕府扶持の役者)との連絡窓口的な役割を担当していたのが「触頭」だったように思われる。

天和三年と文化九年では時間の開きがあるものの、中桐兵三郎(新右衛門)と金春三郎右衛門の果たした役割はほぼ同じと言ってよいだろう。南部藩には、近世前期から藩の要請を一括して役者達に伝える連絡窓口的な役割の人間がいたのであり、幕府の触流しとの関連も考えられて興味深い。

## 五 地謡の歩行

次に幕府お抱え役者から目を転じて、藩内の役者について考えたい。南部藩で天和年間に入って注目されるのは、「地謡の歩行」という職が確立される点である。地謡の歩行とは、能役者として活動することを主たる目的として召抱えられた藩士たちの職名で、便宜的に御徒組へ組み入れられてこのような名前になったらしい。加賀藩の御細工所の能役者兼任はよく知られているが、他に類例が無く、加賀藩独自の制度と考えられてきただけに、地謡

の歩行はきわめて特徴的な制度である。家老席日誌『雑書』における地謡の歩行の初出は、天和元年(二六八二)十二月二十四日条である。

一、御歩行頭、米内孫兵衛・山本嘉右衛門・田鍍次郎大夫・佐藤甚之丞へ、今日於 御本丸、田代甚五右衛門・松井作太夫を以被 仰渡候ハ、今度、浅石文右衛門預御歩行、戸来清左衛門・浅水小右衛門儀、びいどろ屋勘左衛門を切候首尾不届 思召、清左衛門・小右衛門截罪被 仰付候。文右衛門義と、御預被成候御歩行之者、今度も不義仕、去年は勘兵衛不義仕候。ケ様ニ打統組之者不届為仕候事、常々申付悪敷と思召、文右衛門ハ組御取上、逼蜜。御歩行之者共、右之通不義無之様ニ無弓断 急度可申渡由被 仰付之。甚之丞義ハ、若殿様より地謡之御歩行御預被成候。謡計之事と不存、不断不作法無之様ニ、与之御歩行之者共ニ可申付由、被 仰渡之。浅石文右衛門率いる御歩行組の者が度重なり非行をしたので、犯人斬罪の上、文右衛門は御歩行頭の職を取り上げられ、逼塞を命じられた。他の御歩行頭はこのようなことのないよう油断なく指導せよとの仰せである。特に佐藤甚之丞は、(他の御徒頭と異なり)若殿様から「地謡の歩行」の監督を任されているが、謡ばかりではなく、普段から不作法な振舞をしないように監視するように仰せ付けられている。この一文から、地謡の歩行は通常の歩行と同じ地位にあるが、特に藩主等の能の相手をするために、不義はもとより礼儀作法まで戒められたもので、その主な役割は謡の稽古であったことが明らかとなろう。

右の佐藤甚之丞道興は『参考諸家系図』(以下『系図』と略称)

に「重信公ノ時家督、謡曲ヲ能ス、世子行信公御相手ヲ勤ム」とあり、弟の藤枝宮内(佐藤六十郎)も行信の小姓として頻繁に能を舞っている。二人の父親に能を得意とした形跡はないので、行信の命で謡曲を嗜んだらしい。興味深いのは『系図』築田平内影政の条に「重信公天和元年二十五ニシテ盛岡エ出、謡ヲ佐藤甚之丞ニ学フ、後世子行信公地謡御徒ニ召出サレ、六駄二人扶持ヲ賜フ」と記されていることで、能数寄にもかかわらず抱え大夫やその他の扶持役者がいなかったらしい南部藩では、藩士同士で謡曲を教授する例もあったものとして注目される(謡曲を習う場合は、当時も現代と同じように女人に弟子入りののが普通であったと考えられる)。地謡方のため出演記録はほとんど残っておらず、見出されたのは元禄五年一月三日の謡初の番組のみである。

この他、『雑書』にみえる地謡之歩行の例としては、次のようなものがあった。

〔天和三年一月二日〕地謡御徒<sup>儀</sup>、斗内久左衛門・福士伝左衛門・谷地孫二郎・兼平五郎兵衛・枋内七兵衛・釜石久右衛門・宮伊八郎・晴山勘右衛門・小枝指金助・伊藤清左衛門・夏井吉左衛門・太田十助・一方井孫之介・遠藤平七・泉山江介・柴内茂右衛門・柴内伊兵衛・箱石儀左衛門・工藤源介・一条助六・寄木源五郎・富野七郎介・平原半之尉・枋内七之丞・平館与平二・工藤平右衛門・江釣子角之介・照井甚介・岩根茂伝二・高橋甚右衛門・岩根千之尉・鈴木長介／右二人組、何も御流御敷計被下、自今 若殿様へハ御目見之筈也。但小

切米子共御礼畢、始テノ御目見之前ニ出ル。

〔貞享元年八月五日〕若殿様より御返し被遊候謡御歩行人、御徒頭組へ割込候得と被 仰付、米内孫兵衛組へ伊藤清右衛門・宮伊八郎、田鎖次郎太夫組へ晴山勘右衛門、山本加右衛門組へ谷地孫二郎・夏井吉右衛門、吉嶋小左衛門組へ釜石久右衛門割込、御徒頭中へ御目付野村加左衛門触状を以申渡ス。

〔貞享四年一月二十四日〕地謡歩行柴内茂右衛門・岩根茂伝二・遠藤平七・工藤平右衛門・一方井孫六・箱石儀左衛門・築田平内・高屋二郎左衛門・富野甚五平・久慈喜兵衛・北田又八、江戸御供被仰付之。

〔元禄三年七月二十七日〕工藤三郎左衛門・一条忠右衛門儀段々年寄候付、地謡御免、三郎左衛門ハ藤田太左衛門組、忠右衛門ハ米内半太夫組へ御入被成也。／三上善六地謡ニ被召出之。

〔元禄五年十一月十日〕地謡御歩行川口次郎助・柴内伊兵衛、先年より廻役被仰付置候処、今度從江戸被 仰越廻役御免、御目付大槻八郎兵衛申渡之。

〔元禄十年閏二月七日〕御歩行目付長沢安左衛門儀、於江戸地謡兩様之御役相勤可申由。

〔元禄十一年十二月五日〕柴内茂右衛門・枋内武右衛門地謡役御免被成候間、相応之御用可申付由、宮内ヲ以被 仰出、御目付鴨沢十兵衛右両人へ申渡ス。

〔元禄十五年五月二十日〕柴内茂太夫今度被召出地謡被 仰

付、山田兵大夫預り御徒被 仰付。／小田代又助・平館与平次・柴内伊兵衛・江釣子新十郎・八木沢与五右衛門儀、御能役御免被 仰出。

〔元禄十五年閏八月十日〕地謡御歩行、大須賀久兵衛預白右左大夫、地謡御免。本組へ御入被成由、中河原判平申渡之。

〔元禄十六年一月二十五日〕厨川新介組付御免、跡切田清八預地謡之内、金田一弥次介御入、大須ヶ久兵衛支配依被仰付、本証文新御蔵宛所にて相出。

〔元禄十六年三月二十八日〕目時太郎介・一方井吉之尉、山田兵大夫預御徒、久慈弥七郎・柴内茂夫、切田清八預御歩行、小原新五郎、地謡被仰付、江戸へ可能登旨、御目付野田利兵衛申渡。

この職務は第五代藩主南部行信によって作られたようで、波線部や「若殿様より地謡之御歩行御預被成候」（天和元年十二月二十四日）など、行信が家督を継ぐ以前からその影響が見受けられる。また、世襲の職ではなかったらしく、『雑書』の天和二年十一月二十日条に「今日初心稽古之者共御能被仰付」とあるように、初心者がこの役を命じられることもあれば、元禄七年七月二十四日条の「当春桜庭十郎右衛門召連候瀬川久太郎儀、御能笛相勤、先頃御舞台へも出候付、地謡御中小姓並御扶持切米為取候様ニと御意之旨：」のように笛等に秀でた者が新たに召し出されることもあった。『系図』によると、俸禄は通常の御徒と同じ六駄二人扶持である。参勤交代にも必ず数名の地謡之歩行がお供をしており、元禄四年二月二十九日条に「地謡御歩行、柴内茂右衛門・築

田平内・北田又八・岩根専右衛門・一方井孫六・富野甚五平・久慈喜兵衛・照井七右衛門、右八人毎年御供就被 仰付候為御褒美御金壹歩充被下之（下略）」とあるから、同じ役の中でも特に藩主に気に入られた者がおり、江戸で稽古の相手をしたようである。

『系図』の記述では宝永六年（二七〇九）にも地謡の歩行が存在したようだが、『雑書』では、能数寄の南部行信が元禄十五年十月十一日に没して以降、元禄十六年（二七〇三）を境に用例が見られなくなる。どうやらこれは、息子信恩が家督を継いで財政再建政策に着手した際、事実上藩主の娯楽の為に設置された「地謡之歩行」が真つ先に槍玉に挙がり、廃止されたものらしい。地謡の歩行は、南部藩においても將軍周辺においても能楽が前代未聞の活況を呈した元禄期に、一時的に作られた特徴ある役職なのである。

## 六 弱法師の上演

最後に興味深い演能記録を紹介しておく。それは『雑書』延宝四年（一六七〇）十二月二十九日条の「一、於御敷舞台御能被遊。嵐山、経政、陽貴妃、三輪、よろほし、祝言、右六番午ノ刻ヨリ申ノ刻迄」である。弱法師は世阿弥の嫡男で永享四年に夭折した十郎元雅の手になる作品で、その没後から江戸前期までは、謡本のみがかるうじて伝存したもののほば演能は途絶え、稀曲好きの徳川綱吉時代に復曲されて今日に到ったとするのが定説であった（岩波講座『能・狂言』118頁）。またこれまで復活後の上演記録の

上限は、伊達藩邸における貞享元年四月二十九日とされていた（宮城県図書館伊達文庫蔵『能組離子付等』）。延宝四年の上演はこれより八年早く、綱吉が將軍に就任する延宝九年に先行する。南部藩士が復活させたと考えるより、江戸で習ったものを国元で上演したと推測するのが自然で、そうなる弱法師の復曲は家綱時代である可能性も出てくる。詳しくは他資料を含めた綿密な調査が必要であろうが、弱法師の上演史を考える上での重要資料と評価できる。なお西野春雄氏が「弱法師の新出異本」（『玉生』平4・3）で紹介されている、南部家の支藩八戸南部家旧蔵本（弱法師）との関連も注意されるが、後考に俟ちたい。

#### おわりに

地方諸藩の能楽史研究は、個々においては限定的なテーマである。しかし、これらの集積により近世能楽の全国的動態が俯瞰でき、幕府関係資料では知り得なかつた情報を見いだすことも多い。盛岡以外の諸藩の能についても現在調査中である。

〔後記〕本稿の調査にあたっては、盛岡市中央公民館・法政大学能楽研究所の御厚意を賜った。また「近世能役者研究の基礎資料―翻印四十種と総合名鑑二種―」（科学研究費課題名「近世以前の能役者の総合的研究」代表表章氏）に助けられた点が多い。なお本稿

は早稲田大学演劇博物館二二世紀COEプログラム「演劇の総合的研究と演劇学の確立」による成果の一部である。

注(1) 『御在府留』は、文政十二年以降の記録が『南部藩能楽史』に典拠を示さず引用されているが、それ以前の記事は紹介されていない。

(2) 表章『喜多流の成立と展開』（平6、平凡社）。

(3) 表章『観世流史参究』（平20、桜書店）276頁。

(4) 兩名の名はツレと子方として観世新九郎家文庫蔵『明暦三年能役者付』にも見える。また『日本庶民文化史料集成』第三卷所収『新能番組』は神部と翻刻しているが、服部であろう。『明暦三年能役者付』『武鑑』ともに服部十三郎とある。

(5) 坂本雪鳥編『能楽史料』第二編（昭8、わんや書店）所収。

(6) 深井雅海・藤実久美子編『江戸幕府役職武鑑集成』（平8、東洋書林）所収。

(7) 貞享二年から元禄四年までは中村新右衛門とあるが、誤刻であろう。

(8) 細井計他「公儀御馬買衆と盛岡藩」（『岩手大学教育学部研究年報』平14・2）。

(9) 盛岡市中央公民館蔵。引用は同館発行の活字本による。

(10) 藩主の命に應じて星川正甫が文久元年に編纂し、藩に献上した南部藩士諸家の系図。前沢隆重他編『南部藩参考諸家系図』（昭59、国書刊行会）の翻刻がある。

(11) 一駄は重信の給与制度改定により定められた単位で、六駄二人扶持は二十四石と同格。